平成２６年（フ）第５８７号
静岡県藤枝市稲川１丁目８番２号、旧住所静岡県伊東市松原669番地の１　ラビナス工藤301号
債務者　杉本　亜子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市中野町字二本松西11番地３103
債務者　山口　勝代
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９６号
愛知県豊橋市野依台２丁目７番地８　Ｂ―108、従前の住所宮崎市田代町142番地12アクティブⅠ―51号
債務者　黒部伸一朗
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０４号
川崎市中原区木月３丁目48番10号　ティーハウス201、従前の住所愛知県豊川市赤坂町東山355番地
債務者　高橋　　茜
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９２号
北海道十勝郡浦幌町字南町７番地１　南町団地Ｈ11年２号棟４号室
債務者　佐藤こずえ（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
北海道帯広市東６条南９丁目10番地１　高木マンション１
債務者　中田　光重
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
北海道帯広市大通南４丁目12番地２　トラウテスハイム３階301号室
債務者　山越　良則
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
北海道帯広市大通南４丁目12番地２　トラウテスハイム３階301号室
債務者　山越　祐子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林612番地21　レオパレスおかむらＢ109号
債務者　大石　　勝
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９１９号
東京都立川市富士見町５丁目23番２号富士見町５丁目アパート208号
債務者　松本蘭こと　パクナンヒャン　朴　難香
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４６号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷614番地
債務者　谷口　和昭
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
栃木県栃木市吹上町255番地１
債務者　齊藤　康雄
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６７号
山梨県笛吹市石和町松本26若宮荘２号、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町川中島1607番地49
破産者　高山冨美子
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1651―５の206、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町川中島1607番地49
破産者　高山　靖弘
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係